

提出者氏名：一般社団法人ブロックチェーン推進協会 代表理事 平野洋一郎

当協会は、ブロックチェーン技術の普及・推進を目的とする業界団体です。実務対応報告公開草案第74号（実務対応報告第45号の改正案）、企業会計基準公開草案第99号及び移管指針公開草案第21号（以下合わせて「本公開草案」という。）について、以下のとおりコメントいたします。

【質問1】第3号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正
同意します。

【質問2】外国信託型第4号電子決済手段の会計上の取扱い
同意します。

【質問3】連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲
同意します。

【質問4】適用時期
同意します。

【質問5】その他：貸借対照表における表示

<要望>

本公開草案にあわせて、実務対応報告第45号の対象となる電子決済手段について、貸借対照表上「現金及び預金」に含めて表示することを明確にさせていただくよう要望します。具体的には、BC18項の「現金又は預金そのものではない」との記述が貸借対照表上の表示を妨げるものではないことを結論の背景において明らかにし、表示に関する定めを設けていただきたいと思います。

上記が困難な場合は、少なくとも以下のいずれかの措置を講じていただくよう強く要望します。

- ① 「現金及び預金」に含めて表示することを認め、その場合は電子決済手段の残高を注記することとする。
- ② 「電子決済手段」等の独立科目で区分掲記することを定め、キャッシュ・フロー計算書の資金との関係を明瞭にする。

<理由>

(1) キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表の不整合の解消
本公開草案では、第3号電子決済手段の裏付け資産の要件が改正された後も会計上の取扱

いを変更せず、引き続きキャッシュ・フロー計算書上の「現金」に含めることが提案されています。第1号及び第2号電子決済手段の取扱いにも変更はなく、そのうえで外国信託型第4号電子決済手段を新たに「現金」に含めることが提案されています。電子決済手段を「現金」とする整理は、本公開草案により維持・拡大されることになります。

一方、金融庁が2024年2月19日に公表した「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」では、実務対応報告第45号BC18項の「現金又は預金そのものではない」との記述を根拠に、電子決済手段は財務諸表等規則第15条第1項の「現金及び預金」に含まれず、同規則第17条第1項第12号の「その他」に区分されるとの考え方が示されています。

その結果、同じ資産がキャッシュ・フロー計算書では「現金」、貸借対照表では「その他」と扱われ、資金の期末残高と「現金及び預金」が構造的に一致しない状態が生じています。本公開草案で対象範囲が広がることにより、この影響はさらに大きくなります。

(2) 会計上の性格に基づく表示

実務対応報告第45号は、対象となる電子決済手段を、通貨に類似する性格と要求払預金に類似する性格を有する資産と整理しています（BC17項・BC18項）。その換金リスクは要求払預金の信用リスクと同程度に低いとされ、期末には券面額に基づく価額で評価されます（第7項・BC29項）。

また本公開草案は、外国信託型第4号電子決済手段について、法的形式が異なることにより適用される規律は異なるものの、会計上の性格に相違はなく、資産から得られる経済的便益は異ならないとしています。法的形式ではなく経済的実質に基づいて会計上の取扱いを判断するこの考え方に立てば、要求払預金と同程度の換金リスクしか有しない電子決済手段を、法的に預金ではないことのみを理由として、性質の異なる資産が混在する「その他」に表示する理由は乏しいと考えます。現状の表示では、企業の支払能力や手元流動性を財務諸表利用者が正しく把握できなくなるおそれがあります。

(3) 実務上の必要性和緊急性

国内では登録を受けた資金移動業者による日本円建て電子決済手段（JPYC）の発行が開始されてから約1年が経過し、企業間の決済・送金手段としての利用が始まっています。現行の取扱いでは、電子決済手段を資金管理に用いる企業ほど貸借対照表上の「現金及び預金」が過少に表示されます。これが、手元資金の一部を電子決済手段で保有することへの障壁となっています。

当協会の会員企業からも、表示の不整合が電子決済手段の導入を検討する際の障壁となっているとの声が寄せられています。

電子決済手段に関する法制度は2025年改正法及び2026年改正府令により整備が進んでいます。会計上の表示もこれと歩調を合わせて整備することが、我が国における安全な電子

決済手段の普及に資すると考えます。

(4) 審議の進め方と金融庁との連携

実務対応報告第 45 号 BC4 項では、市場関係者から要望が提起された場合には、公開の審議により別途の対応を図ることの可否を判断するとされています。本コメントを当該要望として取り扱っていただき、本公開草案の最終化にあわせた対応が困難な場合には、速やかに別途の検討課題として取り上げていただきますよう要望します。

なお、当協会は、金融庁の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対しても、同趣旨の意見を提出しております。貴委員会におかれましては、金融庁と連携のうえご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。